

地域計画

策定年月日	令和7年3月14日
更新年月日	
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	上川町 01457
地域名 (地域内農業集落名)	旭ヶ丘・白川地区 (旭ヶ丘、白川)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	1016.2 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	1016.2 ha
② 田の面積	0 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	842.8 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	62.63 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	－ ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	－ ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

まちづくりの基幹を成す本町の農業は、水田の大幅な転作、農畜産物価格の低迷などで、農家経済は厳しい環境のもとで営農が続けられている。農家戸数は年々減少し、就農者の高齢化が進んでおり、農業後継者、推進力となる人材確保が大きな課題である。そのため、基幹作目である稲作・畑作・酪農・肉用牛においては、需要の動向に即した計画的な生産、担い手の育成、生産技術の向上を図る必要がある。今後においては、産地間競争に対応した品質の向上や施設機械の共同利用、農作業受託組織や農業法人等の活性化により、生産コストの低減に努め、6次産業化による農産加工品づくりなど、経営の多角化を進めながら、体質の強い農業経営を図る。 上川町の主要作物 【米】 本町の農業の将来を担う稲作経営は、転作と米価の低迷等で厳しい生活環境の中で営農を続けているのが現状である。昭和62年度から全町もち米生産団地として推進を図り、良質米の低コストで安定的な生産を確保し、生産性の高い農業経営を促進している。今後、生産性の高い水田農業を確立するためには、農地の流動化を一層促進し、規模拡大と水田の有効活用を推進する必要があるので、地域の実態に対応した農作業の受委託、所有権の移転、賃貸借など、幅広い形態での中核農家への利用実績を促進する。 【大豆】 畑作の基幹作物であり、計画的作付誘導を進めている。今後の方向性としては、輪作体系の確立を図るとともに、耐病性の強い品種の普及、適正な栽植密度の確保など、基本的な管理技術の徹底及び施設機械の共同利用、地域資源を有効に活用し地力の増進を図り、減肥、労働力の省力化による生産コストの低減に努める。 【飼料作物】 乳牛と肉用牛の主な生産飼料としては、牧草、デントコーンが主体である。主要な草種として、イネ科のチモシーを主体にオーチャードクローバーとの混播作付が行われており、今後は草地改良事業等により、計画的な更新を図るとともに、デントコーンの作付け拡大を推進し、良質な粗飼料の安定生産確保に努める。 【野菜】 冷涼な気候風土に恵まれ、食味や色彩に優れた良品が生産できる地域であり、大根、メロン、グリーンアスパラ、スイートコーン、かぼちゃ等を中心とする果菜類及び葉茎類、根菜類等、多岐にわたる作物が生産されており、市場における評価も高い。今後においては、生産組織の育成を通じ、生産コストの低減、作型の統一など品質の向上を図り、安定生産に努め、収穫性の高い野菜の生産により、経営の安定を図る。
--

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・現在、耕作している農地を維持していくために、中心経営体を中核にして、1戸あたりの耕作可能面積を増加させる必要がある。
- ・認定農業者等の地域の担い手となりうる農業従事者の育成・確保する環境づくりを推進する。
- ・作付作物のブロックローテーション型を維持していくべく、地域全体で作付作物の選定を行う。
- ・観光施設が近郊にあるため、観光客との農業者が共存できるように相互理解を深めることを目的とした協議の場を設置する。
- ・シカやアライグマに代表される鳥獣被害が拡大されないよう、上川町有害鳥獣連絡協議会を中心として、残渣対策や餌やり防止の啓発活動、効果的な電気防柵の設置方法の普及を推進する。
- ・畑地化促進事業採択圃場について、定着促進助成打ち切り後においても、継続的に営農し続けることができるよう目を配り、耕作放棄地化を防止する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を図り、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	84	%	将来の目標とする集積率
			85 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
目標地図に位置づける担い手を中心として、農地中間管理機構を活用しながら集約化を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積・集団化の取組
農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
担い手の経営意向を踏まえ、地域の経営農地の集積・集約化を目指し、貸し手・借り手に関わらず、原則として農地中間管理機構の活用する。
(3) 基盤整備事業への取組
当該地域においては、田畑1枚当たりの面積が小さく、現在の農業従事者数では、時間数が足りず耕作しきれなくなるため、省人化をすすめるべく、圃場の大規模化を推進する必要がある。また、本町においては、町単独補助にて小規模な基盤整備補助事業を実施しており、農協が農家の要望を丁寧に聞き取り、優先順位を決めて、計画的に整備を実施する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
深刻な担い手不足を抱える上川町農業の担い手を掘り起こすため、上川町が事務局である、JA、農業共済組合、農業改良普及センターを構成員とした「上川町担い手対策協議会」を組織し、農業体験会の実施を継続的に行うなど、担い手確保事業を推進する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
ドローンを活用した水稻の共同防除体制を構築し、農作業の共同化・省力化の取り組みを進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①エゾシカやアライグマによる農業被害が増加している。上川町有害鳥獣連絡協議会を中心に農業者による捕獲駆除を進めるため、箱ワナや猟銃の資格取得経費助成や上川町として箱ワナの貸し出しを行っている。また、電気防柵の設置を個人単位購入し範囲を拡充している。
- ③防除については、積極的にドローンを活用し、農作業の負担軽減や効率的な農業経営を目指す。また、省力化を推進するべく、無人化農業ができる仕組みも検討する必要がある。
- ④今後、水稻を作付けしない圃場については、基本的に畑地化促進事業を推進する。また、畑地化促進事業により、畑地化した土地が耕作放棄地とならないように、地域の農業者と連携し、管理を行っていく必要がある。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農法	A	野菜、景観作物	23.3 ha	ha	野菜、景観作物	23.3 ha	ha	A	町内の認定農業者
認農法	B	野菜、デントコーン	16.39 ha	ha	大豆、野菜、デントコーン	16.39 ha	ha	B	町内の認定農業者
認農	C	酪農、野菜	71.63 ha	ha	酪農、野菜	71.63 ha	ha	C	町内の認定農業者
認農法	D	そば	62.63 ha	ha	そば	62.63 ha	ha	D	事業承継予定者
認農	E	牧草、デントコーン	42.09 ha	ha	牧草、デントコーン	42.09 ha	ha	E	町内の認定農業者
認農	F	畜産、牧草	13.93 ha	ha	畜産、牧草	13.93 ha	ha	F	町内の認定農業者
認農	G	大根	20.88 ha	ha	大根	20.88 ha	ha	G	町内の認定農業者
サ	H	大根、野菜	88.14 ha	ha	大根、野菜	88.14 ha	ha	H	町内の認定農業者
認農法	I	酪農、牧草	265.3 ha	ha	酪農、牧草	265.3 ha	ha	I	町内の認定農業者
認農法	J	野菜、牧草	252.5 ha	ha	野菜、牧草	252.5 ha	ha	J	町内の認定農業者
計	10経営体		856.8 ha	0 ha		856.8 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができませんが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。